

# “知って得するシリーズ”

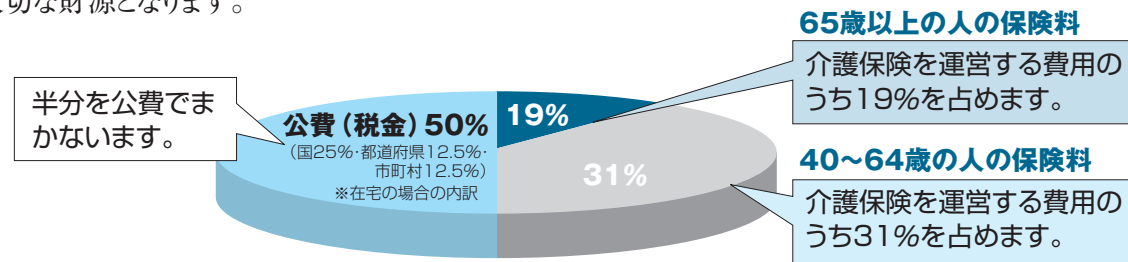
## みんなの安心『介護保険』

### 65歳以上の人の介護保険料はどのようにして決まるの？

保険料は大切な財源です

社会のみんなが介護保険を支えています

40歳以上の皆さんが納める保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



### 保険料は所得などに応じて決まります

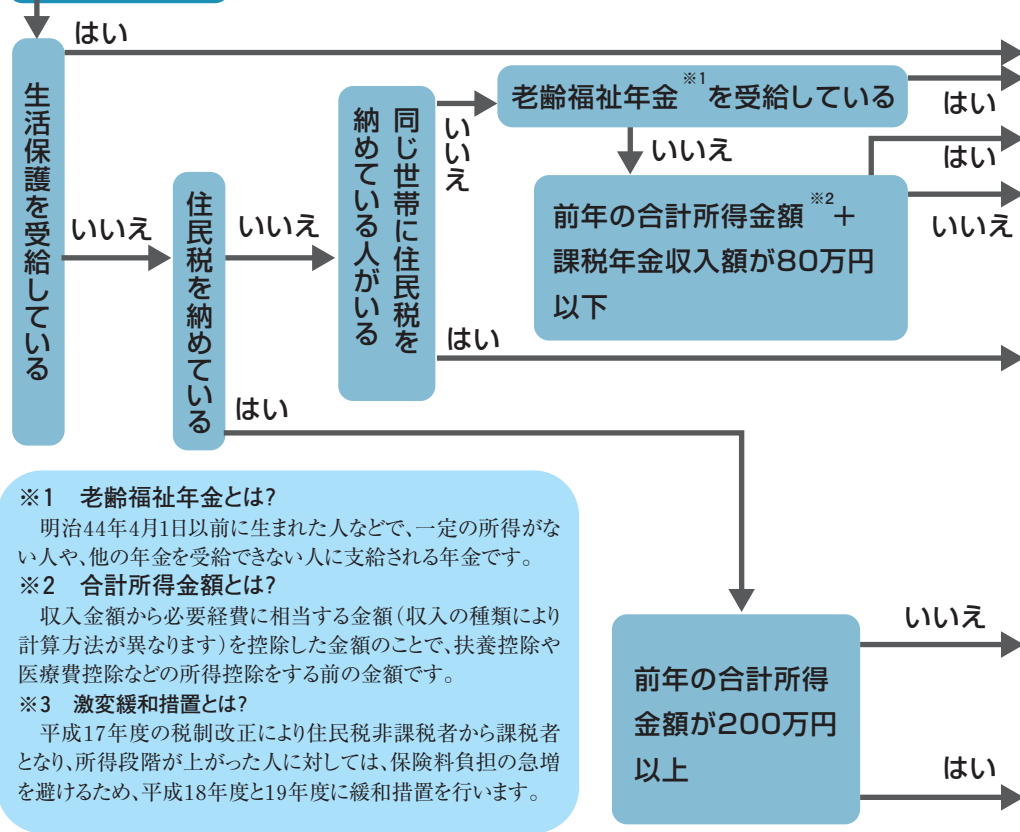
65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に設定されます。

#### 瀬戸内市の保険料の基準額

55,200円(年額) 4,600円(月額)

### あなたの保険料を確認してみましょう!

#### スタート



※1 老齢福祉年金とは?  
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

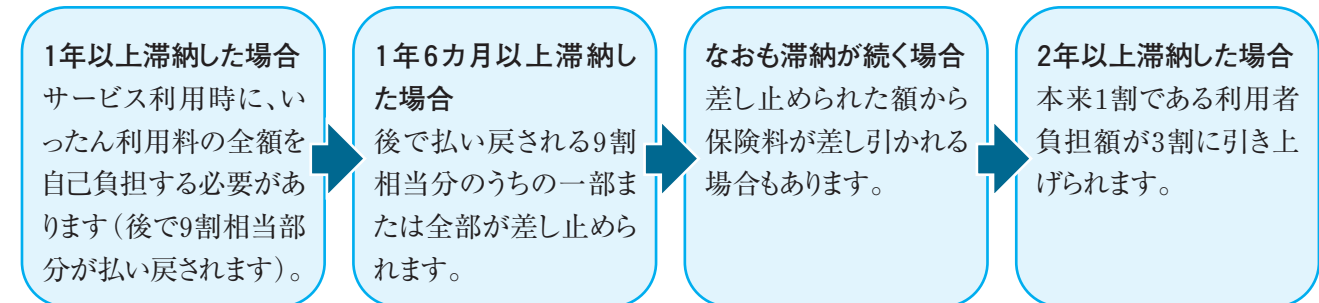
※2 合計所得金額とは?  
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 激変緩和措置とは?  
平成17年度の税制改正により住民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった人に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成18年度と19年度に緩和措置を行います。

段階	対象者	保険料の調整率	19年度保険料	20年度保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	55,200円×0.50	27,600円	27,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	55,200円×0.50	27,600円	27,600円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	55,200円×0.75	41,400円	41,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	55,200円×1.00	55,200円	55,200円
	●税制改革に伴う第1段階から激変緩和措置対象者	55,200円×0.83	45,800円	
	●税制改革に伴う第2段階から激変緩和措置対象者	55,200円×0.83	45,800円	
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	55,200円×1.25	69,000円	69,000円
	●税制改革に伴う第1段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.00	55,200円	
	●税制改革に伴う第2段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.00	55,200円	
	●税制改革に伴う第3段階から激変緩和措置対象者	55,200円×1.08	59,600円	
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	55,200円×1.50	82,800円	82,800円

### 保険料を滞納すると?

特別の事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



### ★介護保険料口座振替収納済通知書の発送を廃止します

介護保険料を口座振替で納付していた皆さんに、「口座振替収納済通知書」を送付していましたが、経費節減のため19年度分から廃止することになりました。納付状況については、通帳の記載をご覧ください。

どうしても、確定申告などで納付金額が必要な人は、「納付証明書」を発行しますので、市介護保険課で申請してください。

■問い合わせ先 市介護保険課 ☎0869-26-5926

税制改正の影響により所得段階区分の上がる人は、保険料の激変緩和措置がとられています。